

# 幼稚園教諭免許状を有する方の 保育士資格取得支援事業



申請者は取得者本人です。

## 事業内容

幼稚園教諭免許状を有する方で  
保育士資格取得特例制度を活用し  
て、保育士資格を取得する方に対  
して、受講料等を補助します。

## 補助の内容

### 養成施設の受講料

受講に要した経費の  $1/2$  が補助対象

上限額 10万円

## 対象となる方の要件

- ・令和8年4月1日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後保育士試験の全てを免除される方法（特例制度（★））により保育士資格を取得すること  
★特例制度対象者  
幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方
- ・保育士証交付後、1年以内に、市内に所在する保育所、認定こども園、保育所・認定こども園を目指す認可外保育施設、小規模保育事業所A型・B型等（公立を除く。）において、保育士として勤務を開始し、1年間以上勤務すること

申請予定の方には、必要書類をお渡しします。  
詳細については、指導監査課までお問い合わせください。



### 【問合せ先】

福岡市こども未来局子育て支援部  
指導監査課 指導第2係  
TEL(092)711-4262

令和8年4月作成